



# 安全・快適住まいづくり支援事業

住宅の環境負荷低減を目的とした「ゼロカーボン推進工事」と、災害に強い住まいづくりの推進を目的とした「耐震対策工事」に要する費用の一部を補助します。



受付期間	令和8年5月11日(月)～令和9年1月29日(金) 土日祝日を除く8:30～17:15 ※先着順とし予算額に到達次第受付終了とします。	
受付場所	妙高市役所、妙高高原支所、妙高支所	
補助金額	ゼロカーボン推進工事	耐震対策工事
	最大15万円 税込10万円以上の工事が対象です。	最大140万円 工事内容により限度額等が変わります。

## ゼロカーボン推進工事の屋根遮熱化工事で対象になる塗料が増えました

詳しくは	「ゼロカーボン推進工事」は2ページ～	ご確認ください。
	「耐震対策工事」は5ページ～	

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

### ☆ 手続きの流れ ☆

① 交付申請	「補助金交付申請書」他を市へ提出
② 交付決定	市の審査終了後、「交付決定通知書」が市から郵送されます。
③ 工事着手	「交付決定通知書」が届いたら工事に着手してください。 ・着手前・施工中・工事完了、使用材料が確認できる写真を撮影してください。 ※実績報告時に提出が求められます。 ・申請内容に変更が生じた場合は「変更申請書」の提出が必要になります。
④ 工事完了	工事が完了したら速やかに「実績報告書」を提出してください。 ※提出期限：令和9年2月26日(金)
⑤ 額の確定	「実績報告書」の審査終了後「額の確定通知書」及び「請求書（提出用紙）」が市から郵送されます。
⑥ 補助金支払い	請求書に住所、氏名、口座番号等を記載していただき、市へ提出してください。提出後30日以内に指定口座へ振り込みとなります。 ※提出期限：令和9年3月31日(水)

#### <お問合せ先>

妙高市 建設課 都市計画・建築グループ TEL 0255-74-0026 (直通)  
<http://www.city.myoko.niigata.jp> 妙高市ホームページより申請書のダウンロードができます。

## 1. 補助金の総額・受付期間

1,300万円

受付期間 令和 8年 5月11日(月)~  
令和 9年 1月29日(金)

※予算額に到達次第受付終了

## 2. 対象工事費（消費税込み）

10万円以上の工事が対象です。

## 3. 補助率・限度額

補助率：1/5（一般世帯）  
1/2（要援護世帯）

※要援護世帯とは世帯員全員の市民税が非課税かつ世帯員全員が満65歳以上等の条件を満足するもので申請書提出後の審査により決定します。

限度額：15万円

## 4. 補助対象住宅（以下のいずれかです。）

- 市内に存する住宅で自ら所有し又は、居住している専用住宅
- 延床面積の1/2以上を居住の用に供する併用住宅

## 5. 補助対象者（営利目的の者は除く。）

- 市内に住所を有する者。ただし、市内において新築住宅、建売住宅又は中古住宅を取得し転居した者で次のいずれかに該当する者を除く。
  - ア 市外から転入した者で、申請日において当該転入した日から1年を経過していない者
  - イ 市内における住所を変更した者で、当該住所の変更をした日から1年を経過していない者かつ申請日において40歳未満である者
- 世帯員各々が市税等を滞納していない者

## 6. 施工業者（以下のいずれかです。）

- 施工業者は以下のいずれかです。
- 妙高市内に本社、本店がある法人（個人事業主も可）
  - 住宅を新築した市外業者  
※住宅を新築した際の契約書の写し等の証明が必要になります。

## 7. 補助対象工事（複数同時施工も可）

### ㉞ 屋根、外壁、天井又は床の断熱化工事

- ・ 日本産業規格（JIS規格）の建築用断熱材、または優良断熱材認証（Eマーク）を受けた断熱材を使用し、居室の外気に接する全ての壁の断熱化、居室の全ての床や天井や屋根裏の断熱化をする工事

### ㉟ 屋根又は外壁等の遮熱化工事

- ・ 日本塗料工業会の遮熱性能基準における遮熱性能1つ星以上（日射侵入比0.8以下）の遮熱塗料を屋根、外壁又は、そのいずれの全面に塗布する工事
- 高日射反射率高日射反射率塗料（JIS K 5675）を屋根全面に塗布する工事
- ・ 高日射反射率鋼板（JIS4類5類6類（明度40%以下の濃色で日射反射率40%以上））で屋根全面の葺き替え（カバー工法も可）又は外壁全面の張替え（上張りも可）をする工事

### ㊦ サッシ等の断熱化工事

- ・ 外皮部分に位置する居室等全ての外窓を、窓の性能表示制度における断熱性能3つ星以上（熱貫流率2.3W/(㎡・K)以下）の窓（サッシとガラスの組合せ）に交換する工事
- ・ 外皮部分に位置する居室等全ての外窓から屋内側へ50cm以内に平行に熱貫流率2.3W/(㎡・K)以下の内窓を設置する工事
- ・ 外気に接するドアを熱貫流率2.3W/(㎡・K)以下のドアに交換する工事

### ㊧ LED照明器具の設置工事

- ・ 照明器具 目標年度2020における省エネ基準達成率100%以上の照明器具を住宅内に設置または交換する工事

### ㊨ 省エネ型エアコンの設置工事

- ・ エアコン 目標年度2027における省エネ基準達成率100%以上のエアコンを住宅に設置または交換する工事

### ㊩ 省エネ型電気便座の設置工事

- ・ 電気便座 目標年度2012における省エネ基準達成率100%以上の電気便座を住宅に設置または交換する工事

### ㊪ 高効率給湯器の設置工事

- ・ ガス温水機器 目標年度2025における省エネ基準達成率100%以上のガス温水機器を住宅に設置または交換する工事
- ・ エコキュート 目標年度2025における省エネ基準達成率100%以上のエコキュートを住宅に設置または交換する工事
- ・ 石油温水機器 目標年度2025における省エネ基準達成率100%以上の石油温水機器を住宅に設置または交換する工事

### ㊫ その他工事

- ・ ㉞~㊪に関連して行うリフォーム等工事  
※詳しくは、4ページのQ&Aを参照してください。

## 8. 交付申請

次の書類を市へ提出してください。

- ① 補助金交付申請書（ゼロカーボン推進工事）
- ② 事業計画書
- ③ 案内図
- ④ 工事見積書
- ⑤ 図面（平面図、立面図、屋根伏図等）  
※施工箇所が分かるよう図示してください。
- ⑥ 使用する材料の証明書等  
※「7.補助対象工事」に記載してある仕様等が確認できるもの
- ⑦ 着工前の写真  
※施工箇所すべてが確認できる写真
- ⑧ その他要件により必要となる書類

9. 実績報告（提出期限：2月26日(金)）

工事が完了したら次の書類を市へ提出してください。

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 工事代金領収書の写し
- ⑤ 着手前、施工中及び完成後の写真  
**使用した材料が確認できる写真**
- ⑥ 施工証明書

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認める場合は、現地の確認検査を行います。

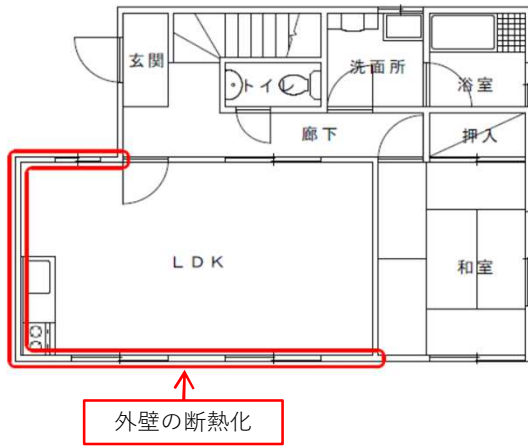
Q & A（ゼロカーボン推進工事）

Q. 断熱化工事の補助対象となる施工範囲は。

A. 以下の例が補助対象となる施工範囲です。

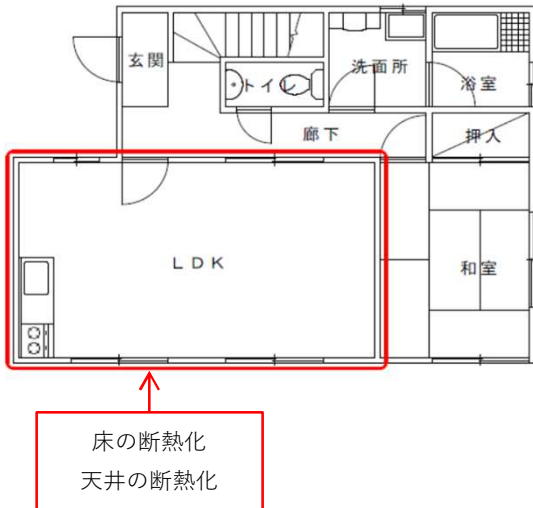
例1. 一居室にある外気に接する全ての壁の断熱化工事

下図LDKの場合、外気に接する壁が3面あり、外気に接している壁3面すべてを断熱化しているため補助の対象になります。



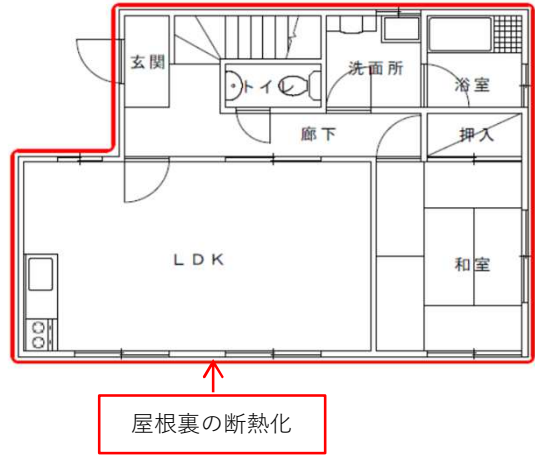
例2. 一居室の全ての床又は天井の断熱化工事

下図LDKの場合、LDKすべての床又は天井を断熱化しているため補助の対象になります。



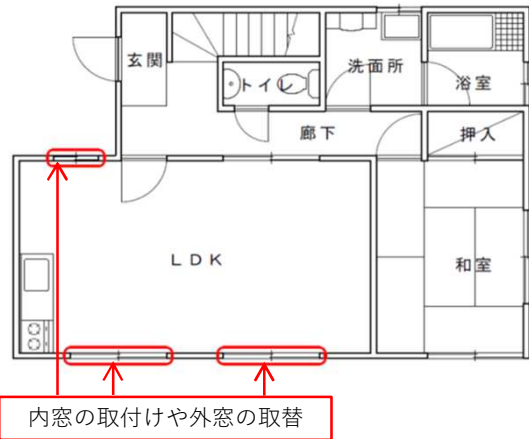
例3. 一居室上の外気に接する屋根裏の断熱化工事

下図の場合、屋根裏全面を断熱化しているため補助の対象になります。居室部分の外気に接する屋根裏の断熱化でも補助の対象になります。



例4. 一居室にある外気に接する全ての窓の断熱化工事

下図LDKの場合、外気に接する窓が3箇所あり、窓を3箇所すべて断熱化しているため補助の対象となります。



Q. 断熱化工事の居室「等」とはどういう部屋になりますか？

A. 人が長時間いる部屋（居間、寝室、台所）の他にトイレ、脱衣場、浴室等も含まれます。物置や押入れなどは対象になりません。

Q. 遮熱塗料とはどのようなものですか。

A. 遮熱塗料とは、屋根に塗るだけで室内温度の上昇を抑える機能を備えた塗料です。星の数が多いほど遮熱性能が高い塗料と評価できます。

性能項目	日射侵入比	侵入熱削減率	色合い	評価区分
遮熱性能	0.8~0.6	20~40%	濃い	★
	0.6~0.4	40~60%	中間	★★
	0.4以下	60%以上	明るい	★★★

Q & A (ゼロカーボン推進工事)

Q. サッシ等の断熱化で窓の性能表示における断熱性能3つ星以上とはどのようなものですか。

A. 窓の性能表示は窓の断熱性能を6つの星の数で表示する国の制度で、星の数が多いほど断熱性能が高くなります。  
また、窓の断熱性能はサッシとガラスの組合せで決まります。(下表参照)

性能項目	等級	熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ・K)]	評価区分 (6つ星評価)
補助対象となる断熱性能		4.7を超えるもの	☆☆☆☆☆☆
		4.7	★☆☆☆☆☆
		4.1	
断熱性	H-3	3.5	★★☆☆☆☆
	H-4	2.9	
	H-5	2.3	★★★☆☆☆
	H-6	1.9	★★★★☆☆
	H-7	1.5	★★★★★☆☆
	H-8	1.1	★★★★★★★



← 4つ星の表示ラベル  
出典：資源エネルギー庁ウェブサイト

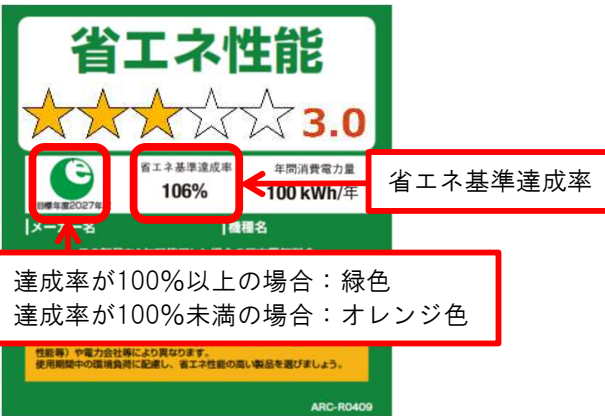
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/general/housing/index02.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index02.html)

Q. 配線工事が伴わないLED照明器具の取替えは、補助対象となりますか。

A. 照明器具のみの取替えも補助対象となりますが、製品の購入のみ又は取付の労務のみは対象になりません。

Q. LED照明器具、省エネ型エアコン、省エネ型電気便座、高効率給湯器の省エネ基準達成率100%以上とは何ですか。

A. 法律で定めた家電等の省エネ基準をどの程度達成しているかを%で表示したもので下図のようなラベルで表示されています。  
達成状況は下記Webサイトをご確認ください。



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト  
<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q. その他工事の関連して行うリフォーム等工事とはどんな工事ですか？

A. ゼロカーボン推進工事を行うため必要になる工事及び関連して行う工事で、下表を参考にしてください。  
不明な場合はお問合せ先までご連絡ください。

ゼロカーボン推進工事と関連して行うリフォーム等工事	可否
断熱化工事	
断熱材設置に伴う内外装工事	○
補助対象性能を有する断熱畳の設置工事	○
上記以外の畳の交換、表替え	×
断熱材設置に伴う設備等の更新	×
当該補助金制度を利用した耐震対策工事	○
遮熱化工事	
屋根	
雨どいの脱着又は交換	○
雪止金具の脱着又は交換	○
破風・鼻隠しの交換又は塗装	○
外壁	
遮熱化に伴うシーリング工事	○
雪囲い板の設置、交換、塗装	×
雪囲い金具の取外し再取付	○
サッシ等の断熱化	
網戸の交換	○
サッシ等の断熱化に伴う内外装工事	○
サッシ等の断熱化に伴うシーリング工事	○
雪囲い板の設置、交換、塗装	×
カーテン・ブラインド等の新設、交換	×
省エネ型家電等	
LED照明器具	
LED照明器具の設置に伴う内装工事	○
LED照明器具の設置に伴う配線工事	○
エアコン	
電源・配線工事	○
室外機の架台・配管カバー等取り付け費	○
省エネ型電気便座	
便器・タンクの交換	○
便器交換等に伴う内装のリフォーム(床・壁・天井)	○
紙巻器、手すりの設置	○
手洗い器、タオル掛けの設置	×
電気設備工事	○
トイレ入口建具交換工事	×
高効率給湯器	
ユニットバス、キッチン、洗面台の入替工事	×
水栓金具の設置、交換	×
高効率給湯器設置工事に伴う設備工事	○
室外機の架台設置	○
リモコン設置工事	○
共通	
上記工事に伴う仮設工事(足場等)	○
上記工事に伴う解体・撤去費	○
上記工事に伴う設備機器等の取外し再取付	○
補助金等申請手続き費用	×
諸経費(電力申請費等含む)	○

可否の凡例：○…補助対象工事、×…補助対象外

## 1. 補助金の総額・受付期間

500万円  
 受付期間 令和 8年 5月11日(月)～  
 令和 9年 1月29日(金)  
 ※予算額に到達次第受付終了

## 3. 対象工事費（消費税込み）

補強工事（設計費含む）、又は設置に係る費用、又は  
 除却費（家財道具の処分費は除く）

## 2. 補助対象者（営利目的の者は除く。）

- 市内に住所を有する者。ただし、市内において新築住宅、建売住宅又は中古住宅を取得し転居した者で次のいずれかに該当する者を除く。
  - ア 市外から転入した者で、申請日において当該転入した日から1年を経過していない者
  - イ 市内における住所を変更した者で、当該住所の変更をした日から1年を経過していない者かつ申請日において40歳未満である者
- 世帯員各々が市税等を滞納していない者

## 4. 補助対象住宅

平成12年5月31日以前（除却工事のみ昭和56年5月31日以前）に建てられ、耐震診断の結果、耐震性能が不足していると評価された建築物（詳細は「6.補助対象工事等」の内容欄を参照）で次のいずれかに該当するもの

- 市内に存する住宅で自ら所有し又は、居住している専用住宅
- 延床面積の1/2以上を居住の用に供する併用住宅

## 5. 施工業者

耐震対策工事を行う法人又は個人事業主

## 6. 補助対象工事等

内容		補助率	限度額 (要援護世帯※5)
全体補強	耐震診断（※1）の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅について、上部構造評点を1.0以上にする耐震改修（耐震改修設計を含む）をするもの		140万円 (150万円)
部分補強 (1回目)	耐震診断（※1）の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された住宅について、上部構造評点を0.7以上、又は2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上にする耐震改修（耐震改修設計を含む）をするもの		100万円 (110万円)
部分補強 (2回目)	部分補強工事（1回目）を実施した住宅について、上部構造評点を1.0以上にする耐震改修をするもの	旧耐震（※3） 1/2	40万円
耐震シェルター 設置	耐震診断（※1）の結果、上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断（※2）の結果、「誰でもできるわが家の耐震診断」の評点の合計が7以下、若しくは「旧耐震基準の木造住宅の除却における簡易な耐震診断調査票」において倒壊の危険があると診断された住宅について、耐震シェルター又は防災ベッド（公的機関の認定を受けたもの、又は他の地方公共団体においてその安全性を確認し補助対象としているもの）を住宅の1階部分に設置するもの	新耐震（※4） 1/3	100万円 (110万円)
防災ベッドの設置			30万円 (40万円)
除却	旧耐震（※3）の住宅で耐震診断（※1）の結果、上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断（※2）の結果、「誰でもできるわが家の耐震診断」の評点の合計が7以下、若しくは「旧耐震基準の木造住宅の除却における簡易な耐震診断調査票」において倒壊の危険があると判断された住宅について、除却を行うもの（市内に建替え又は耐震性能のある住宅に住替えを伴うものに限る）	1/4	50万円 (60万円)

※1…耐震診断：妙高市木造住宅耐震化推進事業実施要項第2条に規定する耐震診断  
無料で実施できます。詳しくは市役所建設課都市計画・建築グループまでお問い合わせください。

※2…簡易耐震診断：国土交通省住宅局監修 一般財団法人日本建築防災協会リーフレット「誰でもできる我が家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づくもの、若しくは「旧耐震基準の木造住宅の除却における簡易な耐震診断調査票」に基づくもの。

※3…旧耐震：昭和56年5月31日以前に建てられた住宅

※4…新耐震：平成12年5月31日以前に建てられた住宅

※5…要援護世帯：世帯員全員の市民税が非課税かつ世帯員全員が満65歳以上等の条件を満足するもので申請書提出後の審査により決定します。

7. 交付申請

次の書類を市へ提出してください。

■全体補強・部分補強

- ① 補助金交付申請書（耐震対策工事）
- ② 事業計画書
- ③ 案内図
- ④ 工事見積書
- ⑤ 耐震診断結果報告書の写し
- ⑥ 耐震補強計画図

■耐震シェルター設置・防災ベッド設置

- 上記①～④共通
- ⑤ 耐震診断結果報告書の写し、又は簡易耐震診断問診票等の写し
- ⑥ 設置計画図
- ⑦ 現状写真（外観・設置箇所の内観）
- ⑧ 公的機関の認定証等の写し

■除却

- 上記①～④共通
- ⑤ 耐震診断結果報告書の写し、又は簡易耐震診断問診票等の写し
- ⑥ 現状写真（外観・内観）
- ⑦ 誓約書（指定様式）
- ⑧ 施工業者の建設業許可通知書、又は解体工事業登録通知書の写し
- ⑨ 同意書（指定様式）

8. 実績報告書（提出期限：2月26日(金)）

工事が完了したら次の書類を市へ提出してください。

■全体補強・部分補強

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 工事代金領収書の写し
- ⑤ 着手前、施工中及び完成後の写真  
隠ぺい部の写真の撮り忘れに注意！
- ⑥ 施工証明書
- ⑦ 耐震補強設計の内容が基準に適合していることを社団法人新潟県建築士会上越支部が確認した旨の書類  
※耐震補強設計完了後に審査を受け適合を確認してから工事に着手してください。  
設計内容に変更が生じた場合は変更設計の審査を受け適合を受けてください。

■耐震シェルター設置・防災ベッド設置

- 上記①～⑥共通

■除却工事

- 上記①～⑥共通
- 以下、当てはまるもの
  - ・現地建替えの場合は、新築工事契約書の写し
  - ・移転建替え、住替えは、移転後の住民票住替え先の建築年がわかるもの

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認めた場合は、現地の確認検査を行います。

☀ 耐震診断の結果は、「上部構造評点」で判定されます。

1.0未満と判定された住宅は、耐震補強工事をおすすめします。

【上部構造評点の考え方】

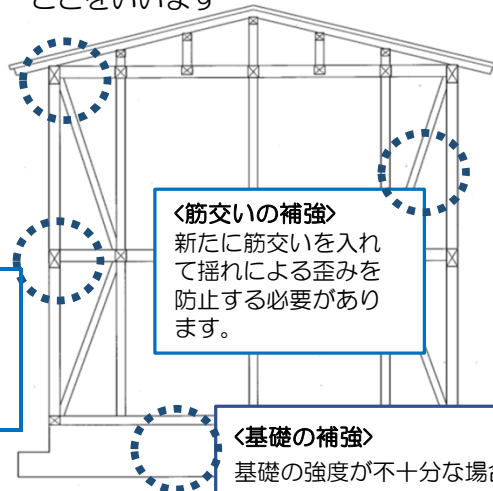
上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

上部構造評点を1.0以上とする補強設計と補強工事が必要となります。

＜接合部の補強＞  
部々が接合する部分を金物等できっかりと固定する必要があります。

【耐震補強工事とは】

補強工事は、耐震性が不十分な住宅に、次のような補強を行い耐震性能を向上させることをいいます



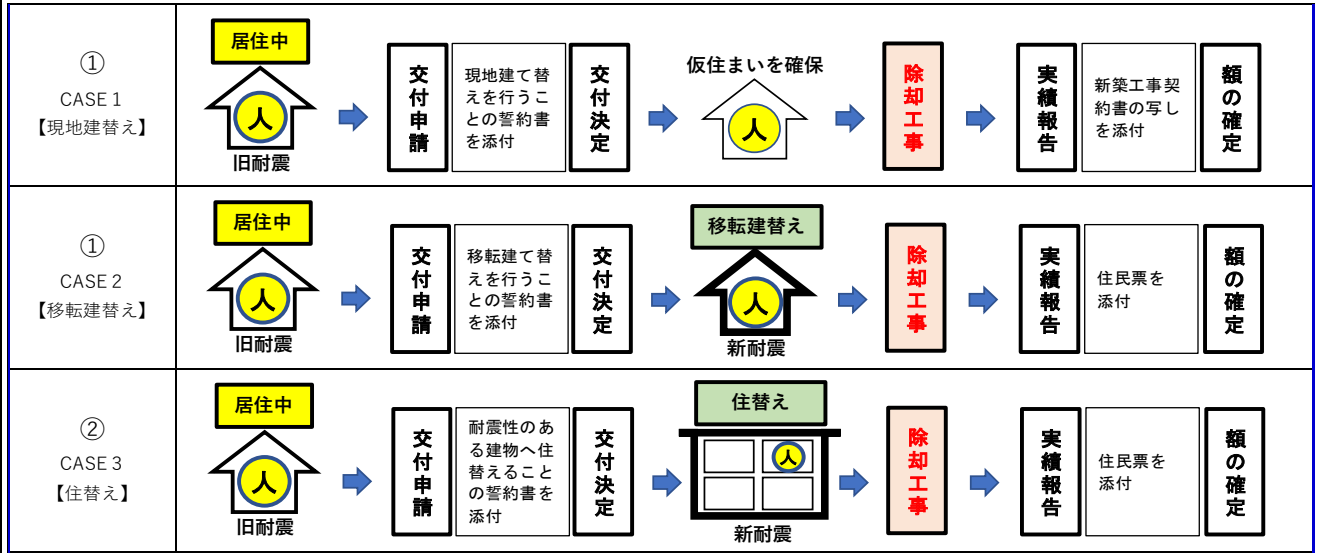
＜筋交いの補強＞  
新たに筋交いを入れて揺れによる歪みを防止する必要があります。

＜基礎の補強＞  
基礎の強度が不十分な場合は基礎から直し、土台としっかりつなぎ合わせる（緊結）必要があります。

●補助対象となる除却工事

【除却補助における交付申請から事業完了までの流れ】

昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断の結果、「誰でもできるわが家の耐震診断」の評点の合計が7以下、若しくは「旧耐震基準の木造住宅の除却における簡易な耐震診断調査票」において倒壊の危険があると判断された住宅について、除却を行うもの。  
 (市内に建替え又は耐震性能のある住宅へ住替えを伴うものに限る。)



Q & A (耐震対策工事)

<p>Q. 耐震対策工事の全部補強、部分補強（１回目）を申請する場合、耐震診断を事前に受ける必要がありますが耐震診断はどうすれば受けられますか。</p> <p>A. 耐震診断の受付は市役所建設課で行っています。診断費用はかかりませんが事前の申し込みが必要です。耐震診断の方法は申請後、あいおいニッセイ同和損害保険(株)から耐震診断士が派遣され現地調査を行います。調査の際に建設時の図面等ありましたらご用意願います。住宅の外部、内部の調査を行い、その後診断結果が出るまでに1か月程度かかります。</p>	<p>Q. 昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前に建てられた新耐震基準の住宅も耐震対策工事の対象になりますか。</p> <p>A. 除却以外の耐震対策工事は対象になりますが補助率が1/3になります。除却は旧耐震基準の住宅のみ対象になります。</p>
<p>Q. 耐震診断を行うと必ず補強設計や補強工事をやらなければならないのですか。</p> <p>A. 補強設計と補強工事は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であった場合に必要となりますが、実施については任意となります。まずはお気軽に耐震診断を行ってください。</p>	<p>Q. 耐震改修を行うと税金が控除されると聞きましたが本当ですか。</p> <p>A. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、所得税の特別控除を受けることができます。また、昭和57年1月1日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、固定資産税の特別控除を受けることができます。詳しくはお問合せ先までご連絡ください。</p>
<p>Q. 補強設計や補強工事はどこにお願いすればいいですか。</p> <p>A. 耐震診断士や建設会社にお問い合わせください。その際に、補強設計内容について建築士会上越支部の適合判定を受けることが条件になる旨をご説明ください。ご不明な場合は問合せ先までご連絡ください。</p>	<p>Q. 高床式住宅は全て耐震診断できますか。</p> <p>A. 高床式住宅の診断も可能ですが、高床式には様々な形態がありますので、詳しくはお問合せ先までご連絡ください。</p>
<p>Q. 数年前に耐震診断を行いました。当時の耐震診断書をもとに補強設計・補強工事は行えますか。</p> <p>A. 当時の耐震診断書があれば補強設計・補強工事は行えます。</p>	<p>Q. 空き家を購入し、その空き家を除却する工事は対象になりますか。</p> <p>A. 空き家を購入して除却する工事は対象になりません。1年以上居住している住宅を除却し、市内へ建て替え又は市内の耐震性能のある住宅に住替えを行う場合の除却が対象になります。詳しくは建設課までお問い合わせください。</p>

<p>Q. 市外業者は補助対象とならないのですか？</p> <p>A. ゼロカーボン推進工事は原則市内業者での工事が補助対象になりますが、住宅を新築した業者であれば市外業者も対象になります。その場合は新築したことを証明する書類（契約書の写しや確認申請書の写し）の提出が必要になります。耐震対策工事は市外業者も補助対象になります。</p>	<p>Q. すでに着手している工事又は、完了している工事は申請できますか？</p> <p>A. できません。着手前に交付申請し、交付決定通知書が届いた後に工事着手してください。</p>
<p>Q. 過去に住宅を増築し、大規模なリフォームを行ったのは市外業者です。ゼロカーボン推進工事は、その市外業者で行うことができますか。</p> <p>A. ゼロカーボン推進工事において市外業者が補助対象となるのは、住宅を新築した時の業者に限りです。過去に増築やリフォームを行った業者であっても市外業者の場合は対象となりません。</p>	<p>Q. 妙高市の他の補助金を受けてリフォーム工事をしています。当該補助事業と併用できますか。</p> <p>A. 市の他の補助事業との併用はできません。</p>
<p>Q. 個人事業者で自宅は市外にあり、妙高市には作業場のみあります。市内業者として扱えますか。</p> <p>A. 市外業者に該当します。市内業者とは、妙高市内に本社・本店がある法人又は、妙高市に住民登録している個人事業者であり、市外に住民登録し、作業場のみを市内にしている場合などは該当しません。</p>	<p>Q. ゼロカーボン推進工事と耐震対策工事を同時に申請することはできますか。</p> <p>A. 同時申請はできません。各工事毎に申請していただくようになります。詳しくはお問合せ先までご連絡ください。</p>
<p>Q. 民宿を経営し、自宅も兼ねています。補助事業を利用することができますか。</p> <p>A. 住宅に店舗や事務所又は借家などを併設した併用住宅も対象となります。ただし、延べ床面積の1/2以上を居住の用に供した住宅部分にかかる費用のみが補助対象です。玄関やトイレなど共用している部分や、屋根、外壁など分けることができない部分の工事費は、住宅として使用している部分と延床面積による按分で補助対象経費が算出されますので、併用住宅で申請する場合には、用途区分がわかる図面等を必ず添付してください。</p>	<p>Q. 複数回申請できますか？</p> <p>A. ゼロカーボン推進工事は一年度につき1回。耐震対策工事は通年を通して一住宅に対して1回（部分補強は2回）を限度とします。</p>
<p>Q. 申請者本人が、自宅の工事を行う場合は、材料費などが補助対象となりますか。</p> <p>A. 材料のみ又は労務のみは対象外です。施工業者と材料及び労務を契約したものが対象となります。</p>	<p>Q. 以前に市の補助金でリフォームした工事を再リフォームする場合も補助対象になりますか？</p> <p>A. 補助対象にはなりません。前回リフォームした箇所と違う箇所であれば申請できます。</p>
<p>Q. 別宅に住む子供が、親の住宅の工事を行うため、申請者となることができますか。</p> <p>A. 住宅の所有者が子供であれば申請者となることができます。申請者は、対象住宅の所有者、又は居住している者になります。ただし、営利目的の者は対象外です。</p>	<p>Q. 市外から転入し空き家を購入しました。補助事業を利用することはできますか？</p> <p>A. 購入した空き家の所在地に住民登録し申請日において1年以上経過している者は対象になります。1年を経過していない者は「妙高市家族と環境にやさしい住宅取得等支援事業」の補助対象になる可能性があります。詳しくはお問い合わせ先までご連絡ください。</p>
<p>Q. 申請者本人が、自宅の工事を行う場合は、材料費などが補助対象となりますか。</p> <p>A. 材料のみ又は労務のみは対象外です。施工業者と材料及び労務を契約したものが対象となります。</p>	<p>Q. 仮設足場は対象になりますか。</p> <p>A. 対象工事を行うために必要となる仮設足場は対象になります。ただし他の工事と兼用する場合は対象外となります。</p>
<p>Q. 別宅に住む子供が、親の住宅の工事を行うため、申請者となることができますか。</p> <p>A. 住宅の所有者が子供であれば申請者となることができます。申請者は、対象住宅の所有者、又は居住している者になります。ただし、営利目的の者は対象外です。</p>	<p>Q. 申請した工事内容から工事箇所が変わりました。どのようにしたらよいでしょうか。</p> <p>A. 変更申請書に変更後の見積書、変更箇所の写真を添付して提出してください。工事内容が申請時と全く異なる、又は大幅に変わった、又は変更申請書の提出が無い場合は、<u>補助金の交付が取り消されます。</u>ご注意ください。</p>

妙高市 安全・快適住まいづくり支援事業 に関するお問合せは・・・

妙高市 建設課 都市計画・建築グループ

TEL 0255-74-0026 (直通)

<http://www.city.myoko.niigata.jp> 妙高市ホームページより申請書のダウンロードができます。

